

令和4年度中央区行政懇談会 質問事項等回答要旨

区民部 地域振興課

日本橋特別出張所

月島特別出張所

目 次

京橋地域・・・・・・・・・・ 1 ページ

日本橋地域・・・・・・・・・・ 6 ページ

月島地域・・・・・・・・・・ 8 ページ

<p>銀座六丁目町会 会長 九鬼 悦子</p>	<p>交通安全運動においても実施いたしました。</p> <p>また、区などの道路管理者と連携した、自転車通行空間の整備につきましても継続的に取り組んでおります。</p> <p>この他、デリバリー等の業務中を含めた自転車利用者に対しましては、令和3年度中に17回の街頭一斉指導取締りを実施しているほか、自転車の正しいルールとマナーを定着させるため、署員による街頭キャンペーン等の各種取組も推進しているところです。</p> <p>次に、違法駐車車両への対策につきましては、昭和通りなどの取締重点路線や、銀座一丁目などの取締重点地域を中心に、危険性、迷惑性の高い違反への取締りを強力に推進しているほか、地域の皆様の要望や、110番通報に応じた取締りも実施しております。</p> <p>今後も地域の皆様の交通安全確保のため、自転車の交通安全対策や違法駐車対策を含めた、総合的な交通事故防止対策を推進してまいります。</p> <p>放置自転車の対策について</p> <p>【回答】</p> <p>道路上の放置自転車は、歩行者や車の通行の妨げになるだけでなく、災害時等の活動に支障をきたすものであります。</p> <p>自転車放置禁止区域の指定につきましては、条例により、放置自転車を収容するだけの駐輪場が整備された地域において、区域を指定しています。現在、銀座地区は、放置自転車に対し、自転車を収容する駐輪場が不足している状況です。このため、今後も大規模開発等の機会を捉え事業者に駐輪場整備を要請するとともに、広幅員の歩道上での駐輪場整備について、関係機関と協議を行うなど、駐輪場の整備を進めてまいります。銀座地域の自転車放置禁止区域の指定は、駐輪場の整備が進み、放置自転車を収容できる見通しが立ちましたら、行っていきたいと考えております。</p> <p>次に、駐輪場の利用促進についてです。</p> <p>銀座シックスにある銀座六丁目駐輪場は、400台の自転車を収容することができる駐輪場（内一</p>	<p>環 境 土 木 部</p>
-----------------------------	--	------------------

<p>銀座八丁目町会 会長 廣島 貞夫</p>	<p>時利用は100台) であります。しかしながら、ご指摘の通り駐輪場に空きがあるにもかかわらず、周辺の道路等には、放置自転車がとめられている状況が見受けられます。そのため、銀座地区の放置自転車に対し、周辺の駐輪場を利用するよう、注意札と合わせて駐輪場の案内を貼付するなどしております。</p> <p>今後も、放置自転車対策と駐輪場の利用促進に向けて取り組んでまいります。</p> <p>路上喫煙、指定喫煙場所について</p> <p>【回答】</p> <p>令和2年4月1日に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行され、屋内が原則禁煙とされたことに伴い、屋外での喫煙対策を強化するため、同年7月1日に中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例を制定しました。</p> <p>同条例では、喫煙者や灰皿を設置する事業者が守るべきルールを設け、巡回パトロールによる喫煙ルールの遵守に向けた注意喚起を徹底するとともに、保健所職員をはじめ、警察や事業所などと連携した合同啓発活動においてたばこルールを広く周知徹底を行うなど、屋外での受動喫煙の防止に向けた取組を実施しております。</p> <p>また、受動喫煙を防止するためには、分煙環境の確保が重要であると考えていることから、指定喫煙場所の整備を進めており、令和3年度末現在で41カ所確保したところです。</p> <p>引き続き、区による新設や民間事業者に対する設置等の費用の助成による指定喫煙場所の整備を推進することにより、分煙環境の確保を図ってまいります。</p>	<p>中央区保健所</p>
<p>銀座八丁目東町会 会長 竹本 幸男</p>	<p>(1) 自転車の速度抑制対策について</p> <p>【回答】</p> <p>自転車はだれもが使える手軽で身近な交通手段であるとともに、環境負荷の低減や健康増進の観点から自転車の利用が増加しています。また、電動自転車も普及し、自転車が絡む事故も問題となっていることから、交通安全運動などの機会を通</p>	<p>環境土木部</p>

じて、交通ルールやマナーを順守するよう周知しております。

千代橋の自転車に対する速度抑制対策は、物理的に速度を抑制するポストコーンの設置について、交通管理者や近隣の方々と協議を行っております。

今後も、区内警察署と連携し、自転車の安全利用を促進してまいります。

【回答】

・勝鬨橋について

勝鬨橋とその前後の歩道は、幅員があまり広くないため、ボラードを設置すると歩行者・車椅子・ベビーカーの方々の円滑な通行が困難になることが想定されます。自転車の速度抑制については、自転車利用者のマナーの問題も大きいことから、現在、啓発看板を設置しております。

・築地大橋について

自転車利用者に対し、速度抑制対策として、交通管理者と協議を行い、注意喚起用のマナー啓発看板や速度抑制のためのポストコーンを設置いたしました。

(2) 公園づくりについて

【回答】

公園は、人々の憩いや安らぎの場、子どもたちの遊び場、災害時の避難場所などのほか、都市環境の改善や良好な景観の形成など多面的な機能を備えた重要な社会インフラとなっています。

施設の老朽化が進んだ公園については、地域特性に配慮しながら改修を進めており、公園の魅力向上を図り、利用者に愛され、使ってもらえる公園となるように努めております。

最近では、平成30年度から令和元年度にかけて、築地川公園の改修工事を行い、南側は子どもたちの遊びを中心とした空間、北側は近隣の方の憩いや安らぎの空間として整備を行いました。

また、令和3年度は坂本町公園を改修し、「自然の中で思いっきり遊びたい」という子供たちの夢の実現をテーマに、芝生広場や小川の流れのある公園として整備し、いずれの公園も改修を機に、

第一建設事務所

環境土木部

	<p>大変多くの方にご利用いただいております。</p> <p>これからも、皆さまに愛され、多くの方にご利用いただける公園づくりに努めてまいります。</p> <p>【回答】</p> <p>公園内の喫煙については、中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例により、指定喫煙場所の区画外での喫煙を禁止しています。</p> <p>公園内の指定喫煙場所の運用に当たっては、区画内での利用を徹底するとともに、利用人数の目安を定め、混雑時は譲り合っでの利用を徹底し、巡回パトロールにより区画外での喫煙の禁止の指導を徹底しているところではありますが、引き続き巡回パトロールを強化し、繰り返し注意してもルールを守っていただけない喫煙者に対しては職員による行政指導を行うなど、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図ってまいります。</p> <p>また、既存の喫煙場所については、受動喫煙防止効果の高いコンテナやパーテーションに順次改修しているところですので、ご理解の程、お願いします。</p>	<p>中央区保健所</p>
--	--	---------------

質問町会	質問項目	担当部等
<p>横山町町会 会長 岩田 博</p>	<p>区の初等、中等教育に関する中長期的施策及び中高一貫校に関する区の考えについて</p> <p>【回答】</p> <p>近年の教育行政は、少子化への対応やきめ細やかな教育を実現するため、義務標準法の改正に伴う35人学級化やGIGAスクール構想に基づく一人一台タブレット対応など、国策として教育環境の充実に取り組んでいるところです。</p> <p>一方、都心区である本区は、これまで取り組んできた人口回復施策をはじめ、東京2020大会終了後の住宅開発など、全国的な潮流とは異なる人口構成や土地利用がされようとしているところです。こうしたことに適切に対応できるよう、現在、教育委員会をあげて区立学校の増改築や晴海新校の準備に注力しております。</p> <p>中高一貫校についてですが、大学進学を見据え、社会のさまざまな場面や分野において、将来のリーダーとなり得る人材を育成するため、6年間の一貫教育を行う公立学校が複数存在していることは承知しております。教育委員会においてもその有益性を認識しているところですが、引き続き増加傾向にある児童・生徒に対処できるよう、高度な土地利用がされる本区の状況下においても、普通教室や特別教室の確保をはじめとした義務教育環境を充実させることが何よりも重要と考えております。</p> <p>従いまして、現時点では教育委員会の本務である小中学校での義務教育に注力していきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力賜りたく存じます。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>東日本橋三丁目町会 会長 飯島 孝夫</p>	<p>町会倉庫・集会所について</p> <p>【回答】</p> <p>区では、防災倉庫を公園に設置する場合、1組織に1基、規模5㎡以内という基準を設けているところです。ご要望のありました東日本橋児童遊園には、すでに基準最大の倉庫が整備されているため、児童遊園内での拡充等は難しい状況です。</p>	<p>区 民 部</p>

一方で、町会・自治会のコミュニティ活動の促進と地域住民の福祉の増進に役立てることを目的として、町会・自治会が事務所や会議室等として使用するコミュニティ施設の新築・購入等の整備をされる場合、その整備に要する経費の一部を助成しております。

また、集会所等のコミュニティ施設を賃借により利用している場合は、借地料または借家料の一部について助成金を交付しておりますので、コミュニティ施設の整備や賃借に際しては、区にご相談いただければと存じます。

令和4年度行政懇談会 質問事項等回答要旨

質問町会	質問項目	担当部等
晴海自治会 会長 中澤 孝子	<p>晴海第一公園の消毒について</p> <p>【回答】</p> <p>晴海第一公園の維持管理につきましては、専門業者による清掃を月に20日行っているほか、樹木剪定を年2回実施し、公園の清潔と美観を保つように努めています。</p> <p>園内の害虫対策ですが、水たまりを発生源とするユスリカ等については、発生前に雨水桧に薬剤を投入し、抑制に努めています。また、発生してしまった害虫については、清掃作業や樹木剪定の巡回時に発見次第、消毒を行っています。</p> <p>特に、椿の木に付くチャドクガは、強い毒をもっているため、毛虫の付いた枝ごと除去する場合があります。また、公園改修工事をきっかけに、椿を他の樹種に置き換えるようにしています。</p> <p>公園は、自然に近い環境のため、害虫の発生もありますが、できるかぎり速やかに対応し、安全で快適な公園環境の維持に努めてまいります。</p>	環境土木部
晴海テラス自治会 会長 松谷 稔	<p>(1) 東京BRTについて</p> <p>【回答】</p> <p>東京BRTの本格運行については、晴海フラッグのまちびらきに間に合うように運行を開始すると東京都より聞いております。</p> <p>また、BRTの優先レーンなどの施策について、東京都は「都心と臨海地域とを結ぶBRTに関する事業計画」の中で、道路交通の状況や、連節バスの軌跡等を踏まえ、検討していくとしており、今後も、交通管理者や道路管理者などと協議を継続していくと聞いております。</p> <p>(2) スケートボードの対策について</p> <p>【回答】</p> <p>スケートボードは、公道での使用は禁止されているとともに、公園内についても、他の利用者に迷惑が掛かることから使用を禁止しております。</p> <p>区では、区のホームページにおいて、道路等で使用しないよう周知しているほか、朝潮小橋や黎</p>	<p>環境土木部</p> <p>環境土木部</p>

	<p>明橋公園などにおいて、スケートボードの使用を禁止する看板を設置しております。</p> <p>今後も、交通安全運動などの機会を通じて、ルールやマナーの啓発に努めるとともに、区内警察署と連携し、対策に取り組んでまいります。</p> <p>【回答】</p> <p>スケートボード等の遊具は道路で使用しないよう今後も道路管理者や学校等と連携して広報啓発に努めて参ります。</p> <p>(3) 防災船着場の運用について</p> <p>【回答】</p> <p>晴海地区では、マルチモビリティステーションの整備により、BRTや都営バスなど、陸上交通の強化が図られるとともに、隣接する位置に船着場が計画され、定期船の誘致・就航など、水上交通の充実に向けて、東京都をはじめとする関係機関において、検討が進められております。</p> <p>(4) 自転車等の取り締まりについて</p> <p>【回答】</p> <p>朝潮小橋は歩行者専用道路のため、自転車の走行は禁止しています。このため、勝どき側のスロープ入り口に自転車の乗り入れをしづらくするための車止めや、自転車走行しないよう、注意看板等を設置しています。しかしながら、ご指摘の通り自転車が走行している状況が見受けられます。</p> <p>区では、交通ルールやマナーを順守するよう、区内警察署等と連携し、交通安全運動などにおいて、当該道路における自転車利用者に対する注意喚起を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>引き続き、交通ルールやマナーを順守するよう、区内警察署等と連携し、自転車の安全利用を促進してまいります。</p> <p>電動キックボードについては、本区においても令和3年10月から、シェアリングサービスの実証実験が行われております。今後、本区の限られた道路空間に新たな交通主体が加わることで、事故の増加を懸念しており、区では、交通事故の危険</p>	<p>月 島 警 察 署</p> <p>環 境 土 木 部</p> <p>環 境 土 木 部</p>
--	---	--

<p>THE TOKYO TOWERS自治会 会長 茂木 龍哉</p>	<p>性のある場所の通行禁止区域設定など、地域の意見を取り入れ、地域特性に配慮した、柔軟に交通規制の対応ができる制度となるよう、警察庁に要望書を提出いたしました。</p> <p>【回答】 自転車の悪質な交通違反については指導取締りを徹底するとともに道路管理者等と連携して自転車の安全利用に向けた広報啓発や道路環境整備を行って参ります。</p> <p>(1) 生活者目線での安全安心なまちづくりについて</p> <p>【回答】 歩道はすべての歩行者が安全に安心して通行できるように設置していますが、駐車場など車両の出入りがある場所においては歩道切り下げのための許可申請の手続きを経て、申請者が設置しております。車両が歩道を通過する際、運転手は歩行者の通行を妨げないように十分注意して横断する義務があります。</p> <p>ご意見をいただいた場所についてはマンションの敷地内であるため必要に応じて管理会社等による安全対策を講じていただくようお願いいたします。</p> <p>本区においても交通安全キャンペーンや交通安全運動などの機会を通じて、交通ルール順守の徹底を図るとともに安心・安全な歩行空間の確保に努めてまいります。</p> <p>(2) ユニバーサルなまちづくりについて</p> <p>【回答】 本区では、これまで「中央区福祉のまちづくり実施方針」に基づき、ユニバーサルデザインの基本理念を取り入れた歩行空間のバリアフリー化を推進してきたところであり、「安全で快適な道路の整備」においては、歩道の拡幅やセミフラット化、歩車道の段差や勾配の改善による「人にやさしい歩行環境の整備」を計画的に進めてまいりました。歩車道間の段差については、車いす使用者等</p>	<p>月島警察署</p> <p>環境土木部</p> <p>環境土木部</p>
---	---	--

の利便性と視覚障害者の安全性の双方を考慮し、2 cmを標準とすることが各種基準等に定められており、ご意見をいただいた場所についても、基準等に沿って整備しております。

本区においては、こうした基準等を踏まえつつも、車いす等の通行性の向上を図るため、「中央区型特殊ブロック（段差解消型）」の設置に取り組んできたところです。今後も引き続き、国や東京都の動向や技術開発等を注視しながら、快適な歩行が確保できるよう、誰もが安全・安心、快適に移動できる歩行空間の創出に向け、利用者の視点に立った道路整備を推進してまいります。